

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮崎県	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						25	24	24			25					
45	201	宮崎市	文化・市民活動課	1	2	1	1	宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例	2005年10月1日	2006年1月1日		第2次宮崎市男女共同参画基本計画(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	202	都城市	地域振興課	1	2	1	1	都城市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月22日	2006年10月1日		第3次都城市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
45	203	延岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	延岡市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第3次のべおか男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
45	204	日南市	地域自治課 協働係	1	2	1	1	日南市男女共同参画社会づくり審議	2009年3月30日	2009年3月30日		第2次日南市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
45	205	小林市	市民課	1	2	1	1	小林市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次小林市男女共同参画基本計画改定版	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	
45	206	日向市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	日向市男女共同参画推進条例	2008年2月28日	2008年4月1日		第6次日向市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
45	207	串間市	総合政策課	1	2	1	1	串間市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		第2次串間市男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
45	208	西都市	市民課	1	2	1	1	西都市男女共同参画推進条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第3次西都市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	209	えびの市	人権啓発室	1	2	1	1	えびの市男女共同参画推進条例	2009年12月17日	2010年4月1日		第3次えびの市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	341	三股町	総務課	1	2	1	1	三股町男女共同参画推進条例	2014年6月27日	2014年7月1日		第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	361	高原町	総合政策課	1	2	1	1	高原町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		高原町男女共同参画基本計画(改訂版)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
45	382	国富町	企画政策課	1	2	1	1	国富町男女共同参画推進条例	2022年3月14日	2022年4月1日		くにとみ男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
45	383	綾町	総合政策課	1	2	1	1	綾町男女共同参画推進条例	2016年10月1日	2016年10月1日		第1次綾町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
45	401	高鍋町	総務課	1	2	1	1	高鍋町男女共同参画推進条例	2020年3月23日	2020年4月1日		第2次高鍋町男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1	
45	402	新富町	総合政策課	1	2	1	1				1	第2次新富町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
45	403	西米良村	総務課	1	2	1	1	西米良村男女共同参画推進条例	2014年3月11日	2014年4月1日		西米良村男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
45	404	木城町	総務財政課	1	2	1	1	木城町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年4月1日		木城町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	405	川南町	まちづくり課	1	2	1	1	川南町男女共同参画社会形成促進条例	2014年12月19日	2014年12月19日		川南町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
45	406	都農町	総務課	1	2	1	1	都農町男女共同参画推進条例	2019年3月14日	2019年4月1日		都農町男女共同参画基本計画	2019年12月 ~ 2024年3月	1	1	
45	421	門川町	総務課	1	2	1	1	門川町男女共同参画推進条例	2020年3月10日	2020年4月1日		第2次かどがわ男女共同参画基本計画(改訂版)	2014年3月 ~ 2023年3月	1	1	
45	429	諸塚村	総務課	1	2	0	0				2	諸塚村男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	430	椎葉村	総務課	1	2	1	1	椎葉村男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		椎葉村男女共同参画基本計画(改訂版)	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
45	431	美郷町	総務課	1	2	1	1	美郷町男女共同参画推進条例	2018年3月9日	2018年4月1日		美郷町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	441	高千穂町	企画観光課	1	2	1	1	高千穂町男女共同参画推進条例	2015年10月1日	2015年10月1日		第2期高千穂町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
45	442	日之影町	地域振興課	1	2	1	1	日之影町男女共同参画推進条例	2017年3月2日	2017年4月1日		日之影町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
45	443	五ヶ瀬町	総務課	1	2	1	0	五ヶ瀬町男女共同参画社会づくり推進条例	2020年3月23日	2020年3月23日						1

<選択肢回答>

- | | | | | |
|------------------------|---------------|------------------------|-------------------------|--------------|
| 所属 | 庁内連絡会議 | 男女共同参画に関する条例 | 男女共同参画に関する計画 | 現在の状況 |
| 1 首長部局 | 1 有 | 現在の状況 | 女性活躍推進法の推進計画との関係 | 1 策定予定有 |
| 2 教育委員会 | 0 無 | 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中 | 1 一体 | 0 策定予定無 |
| | | 2 2022年度以降の制定を目的に検討中 | 0 一体でない | |
| 事務所掌 | 諮問機関 | 3 その他 | 計画の策定方法 | |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有 | 0 検討していない | 1 単独計画として策定 | |
| 2 1ではない | 0 無 | | 0 総合計画の一部として策定 | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							0	4	2	2	0	2	2	1
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	パレット	880-0879	宮崎県宮崎市宮崎駅東3丁目6-7	0985-25-2055	0985-25-2056	https://pal-let.jp		○		○			○	
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター		885-8555	宮崎県都城市姫城町6街区21号	0986-23-2121	0986-21-3034	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp		○	○			○		
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター		882-0816	宮崎県延岡市桜小路360-2	0982-22-7056	0982-23-1145			○	○			○		○
45	204	日南市															
45	205	小林市															
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	さんぴあ	883-0046	宮崎県日向市中町1-31	0982-50-0300	0982-50-0301	http://sun-pia.com/		○		○			○	
45	207	串間市															
45	208	西都市															
45	209	えびの市															
45	341	三股町															
45	361	高原町															
45	382	国富町															
45	383	綾町															
45	401	高鍋町															
45	402	新富町															
45	403	西米良村															
45	404	木城町															
45	405	川南町															
45	406	都農町															
45	421	門川町															
45	429	諸塚村															
45	430	椎葉村															
45	431	美郷町															
45	441	高千穂町															
45	442	日之影町															
45	443	五ヶ瀬町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	4	4	2	3	4	0	1	
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	2015年12月1日	8	13	40,479	○	○	○	○		○	○			ファミリー・サポート・センターの事業(子ども預かり等)
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター	2005年3月1日	2	3	3,197	○	○	○	○	○	○			○	
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター	2004年4月1日	2	1	4,419	○	○	○	○		○				
45	204	日南市			0	0	0										
45	205	小林市			0	0	0										
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	2001年7月1日	3	2	6,376	○	○	○	○		○	○			
45	207	串間市			0	0	0										
45	208	西都市			0	0	0										
45	209	えびの市			0	0	0										
45	341	三股町			0	0	0										
45	361	高原町			0	0	0										
45	382	国富町			0	0	0										
45	383	綾町			0	0	0										
45	401	高鍋町			0	0	0										
45	402	新富町			0	0	0										
45	403	西米良村			0	0	0										
45	404	木城町			0	0	0										
45	405	川南町			0	0	0										
45	406	都農町			0	0	0										
45	421	門川町			0	0	0										
45	429	諸塚村			0	0	0										
45	430	椎葉村			0	0	0										
45	431	美郷町			0	0	0										
45	441	高千穂町			0	0	0										
45	442	日之影町			0	0	0										
45	443	五ヶ瀬町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		9	0	0.0	12	0	0.0	17	0	0.0	17	0	0.0	2,641	109	4.1
45	201	宮崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							722	33	4.6
45	202	都城市				1	0	0.0	2	0	0.0							301	7	2.3
45	203	延岡市	2000年1月15日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							386	34	8.8
45	204	日南市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	3	2.0
45	205	小林市				1	0	0.0	1	0	0.0							57	1	1.8
45	206	日向市				1	0	0.0	1	0	0.0							90	4	4.4
45	207	串間市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	7	4.6
45	208	西都市				1	0	0.0	1	0	0.0							131	3	2.3
45	209	えびの市				1	0	0.0	1	0	0.0							64	1	1.6
45	341	三股町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
45	361	高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
45	382	国富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	2	3.2
45	383	綾町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	3	13.6
45	401	高鍋町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	1	1.2
45	402	新富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
45	403	西米良村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
45	404	木城町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	4	10.0
45	405	川南町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
45	406	都農町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	3	6.8
45	421	門川町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
45	429	諸塚村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
45	430	椎葉村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
45	431	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
45	441	高千穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
45	442	日之影町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
45	443	五ヶ瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

＜選択肢回答＞
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
		5	1の合計	26	0	21		1														
		5	2の合計	0	18	5		23														
		1	3の合計	0	6			2														
		15	4の合計	0	2																	
45	201	宮崎市	宮崎市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	宮崎市議会	1	2	1	宮崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産(産休)の減額規定はないが、他の事由による長期休業(1年)と合わせる場合には減額の対象となりうる												
45	202	都城市	都城市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用する。	都城市議会	1	2	1	都城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
45	203	延岡市		延岡市議会	1	2	1	延岡市議会会議規則 (欠席の理由) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席出来ないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2													
45	204	日南市	日南市議員の旧姓使用の取扱いに関する規程 日南市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	日南市議会	1	2	1	日南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、疾病、災害、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、欠席届により、あらかじめその理由を付けて議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
45	205	小林市		小林市議会	1	2	1	小林市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	小林市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の不支給及び減額)第3条 議員が任期中に連続する2回の定例会の会議等を全て欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が疾病によりその職務を遂行することができないと医師の証明に基づき議長が認めるときは、連続して欠席した2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月から、満1年に達するまでは、議員報酬月額額の100分の60を支給する。 3 前2項の規定により議員報酬を支給しないこと、又は減額して支給することとされた議員が、定例会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月から議員報酬を支給する。 (期末手当の不支給及び減額)第4条 前条第1項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当は支給しない。 2 前条第2項の規定により議員報酬を減額して支給することとされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当の100分の60を支給する。(適用除外)第5条 次に掲げる事由により、定例会の会議等に出席できない場合は、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害等 (2)災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が前号に準じると認める事由 (3)出産												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
								1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
45	206	日向市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	日向市議会会議規則	2							1	1	1	1	1	2	
45	207	串間市	4	日向市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名刺及び名札 (3) 職員名簿 (4) 産席表 (5) 事務分担表 (6) 事務引継書 (7) 復命書 (8) 決裁文書における署名及び押印 (9) 出勤簿 (10) 時間外勤務命令簿 (11) 休暇等処理簿 (12) 休暇等整理表 (13) 勤務を要しない日の振替・振替計画整理表 (14) 特別休暇又は育児休業に係る請求書又は届書 (15) 職務専念義務免除申請書 (16) その他法令に基づかない文書で市長が認める文書	日向市議会	1	2	1	串間市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
45	208	西都市	2		西都市議会	1	2	1	西都市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
45	209	えびの市	1	えびの市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿 (2) 名札 (3) 復命書 (4) 事務引継書 (5) 決裁文書作成時の署名 (6) 決裁文書又は供覧文書等に係る押印 (7) 旅行命令書 (8) 出勤簿 (9) 事故簿 (10) 代休、振替処理簿 (11) 病欠休暇、特別休暇、介護休暇又は育児休業に係る請求書、申請書又は報告書 (12) 職務専念義務免除申請書 (13) その他法令に基づかない文書で市長が認める文書	えびの市議会	1	3	1	えびの市議会会議規則(昭和46年10月11日えびの市議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第8条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
45	341	三股町	2		三股町議会	1	2	1	三股町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
45	361	高原町	4		高原町議会	1	2	1	高原町議会会議規則 第2条第2項「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2							1	1	1	1	1	4	
45	382	国富町	4		国富町議会	1	2	1	国富町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2							1	1	1	1	1	2	

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
45	383	綾町	4	綾町議会	1	3	1	綾町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	401	高鍋町	2	高鍋町議会	1	2	1	高鍋町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	402	新富町	4	新富町議会	1	2	1	新富町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	403	西米良村	4	西米良村議会	1	2	1	西米良村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	404	木城町	4	木城町議会	1	4	2		2				4	4	4	4	2	4	
45	405	川南町	4	川南町議会	1	2	1	川南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	406	都農町	4	都農町議会	1	2	1	都農町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
45	421	門川町	2	門川町議会	1	3	1	門川町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
45	429	播磨村	4	播磨村議会	1	3	2		2				2	2	2	2	2	2	
45	430	播磨村	4	播磨村議会	1	3	2		2				2	2	2	2	2	2	
45	431	美郷町	4	美郷町議会	1	2	1	美郷町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
45	441 高千穂町	3		高千穂町議会	1	2	1	高千穂町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2		2		2	2	2	2	4
45	442 日之影町	4		日之影町議会	1	4	2		2			1	1	1	1	1	
45	443 五ヶ瀬町	4		五ヶ瀬町議会	1	3	2		3	議員の例に準ずる		4	4	4	4	2	4

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。		問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメントを規定している 2. 議員向けに相談窓口を設けている 3. ハラスメント防止研修を実施している 4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	10	5	0	0	0		0	3	2	5	
		0	3	5	0	0	0	0		1	8	1	21	
		0	0	11	0	0	5	0		4	15	1	0	
		26	23		0	0	0	0			22			
45	201 宮崎市	4	4	1	1						3	2	1	「宮崎市地域防災計画」 文化・市民活動班は、ボランティア等に対して、次に掲げる事項をはじめ、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。
45	202 都城市	4	2	1	1						3	1	1	都城市地域防災計画 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知報告に努める
45	203 延岡市	4	4	3							2	3	2	動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」などについては議員に情報提供を行っている。
45	204 日南市	4	4	1			3			3	3	1	2	日南市議会議員の通称名等の使用に関する規定 (通称名等の使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(別記様式第1号)に署名又は記名押印の上、議員に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。
45	205 小林市	4	4	1			3			2	1	4	2	
45	206 日向市	4	4	2							2	4	2	
45	207 串間市	4	4	1	1						3	4	2	串間市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準の遵守) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。 (2) その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図らないこと。 (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。 (4) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 (5) 市議員の採用、昇任又は異動に関し、その地位を利用して、不正に影響を行使しないこと。 (6) その地位を利用して、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第199条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪に該当するか否かを問わず、金品の授受又は飲食の供与といった行為をしないこと。
45	208 西都市	4	2	3							3	4	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)					
45	209	えびの市	4	4	1	1	に1 関. 定す ハ ラ ス メ ン ト を 防 止 す る 議 員 向 け の 規 定 を 設 置 し て い る	2 を 防 止 す る 議 員 向 け の 規 定 を 設 置 し て い る	3 を 防 止 す る 議 員 向 け の 規 定 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容	えびの市議会議員政治倫理条例(平成22年えびの市条例第15号) (政治倫理基準) 第3条 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	1	4	2	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
45	341	三股町	4	4	1	1											三股町議会ハラスメント根絶条例 ハラスメントは、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分に発揮することができるようにするため、三股町議会はハラスメントを防止し、全ての町の職員や町の関係団体職員(以下「職員等」という。)の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、職員等が個人として尊厳を尊重された良好な勤務環境を確立するため、町議会議員(以下「議員」という。)によるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布等により、人権を侵害し、又は不快にされる行為(以下「ハラスメント」という。)の防止のため措置等を講ずるとともに、ハラスメントの被害者に配慮することにより、議員によるハラスメントを防止、根絶することを目的とする。 (議長の責務) 第2条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 (議員の責務) 第3条 議員は、町政に携わる権能および責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、勤務環境を害するものであること並びに職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員等の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑念の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、職員等に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、職員等からハラスメントに関する苦情の申し出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。 (公表等) 第6条 議会は、前条により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他の必要な措置を講じなければならない。 2 議会は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、懲罰特別委員会から意見を聞き、ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他の必要な措置を講じなければならない。 (被害者のプライバシーの保護等) 第7条 議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 議会は、この条例の施行後4年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	3	4	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ 等ラ (ス 等)規 が定 ヘメン がある 倫防 理規 止	2 す. 議ラ をハ 設向 置ス してメ いるケ に口 関	3 をすハ 行ラ つ議 メメ 向メン けるケ ト研 防 修 止	4 そ 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
45	361	高良町	4	4	3							3		4		2	
45	382	国富町	4	2	2							2		4		2	
45	383	綾町	4	4	3							3		4		2	
45	401	高鍋町	4	4	3							3		4		2	
45	402	新富町	4	4	3								3	4	1	新富町地域防災計画(一般災害対策編) 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること。	
45	403	西米良村	4	4	1					3			2	4	2		
45	404	木城町	4	4	3								3	4	2		
45	405	川南町	4	4	2								2	4	2		
45	406	都農町	4	4	1							3	1	4	2		
45	421	門川町	4	4	1							3		4	1	門川町地域防災計画 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。	
45	429	諸塚村	4	4	2									4	1	諸塚村地域防災計画 第2款 避難所の開設、運営(生活環境の整備) 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努める。	
45	430	椎葉村	4	4	3								3	4	2		
45	431	美郷町	4	4	3								3	4	2		
45	441	高千穂町	4	4	3								3	4	2		
45	442	日之影町	4	4	3								3	4	2		
45	443	五ヶ瀬町	4	4	2								2	4	2		